

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）（抄）

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－９ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－９－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>（新設）</p>	<p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－９ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－９－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－４－９－４－５ <u>報酬体系の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 6 号、第 19 条の 3 第 4 号及び第 34 条の 26 第 1 項第 5 号関係）</u></p> <p><u>報酬体系の開示は、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（以下「報酬告示」という。）に定められた事項について、市場や預金者等による外部評価の規律づけにより、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないことを確保し、金融機関の経営の健全性を維持するという趣旨を十分に踏まえ、適切に実施される必要がある。</u></p> <p><u>ただし、公にすることにより金融機関の競争上の地位を大きく害するおそれのある情報、若しくは、個人が特定され、個人の権利利益が不当に害されるおそれのある情報、又は、守秘義務に係る情報等については、より一般的な内容の記載に止めるとともに、その理由を記載することで差し支えないものとする。また、報酬告示に定められた事項に該当する事項がない場合には、該当する事項がない旨を記載することで差し支えないものとする。</u></p> <p><u>なお、開示に当たっては、金融機関は、その規模、業務の複雑性、海外拠点の設置状況及び国際的な雇用・報酬慣行の導入状況等を勘案し、適切な情報開示のあり方を検討する必要がある。報酬告示に定められた項目について、画一的な情報開示が求められるものではない点に十分留意するものとする。国際的に金融活動を展開し、大規模かつ複雑なリスクを抱える場合については、「主要行等向けの総合的な監督指針」を参照し、これに準ずるものとするが、その他の場合については、その規模、業務の複雑性及び海外拠点の設置状況等に応じ、「主要行等向けの総合的な監督指針」を参考にしつつ、必要と認められる適切なレベルの情報開示が行われているかに留意するものとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）（抄）

現 行	改 正 案
<p>(中略)</p> <p>V 協同組織金融機関</p> <p>V-3 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p> <p>V-3-6 信用金庫等に求められる開示の類型</p> <p>信用金庫等の法律上の開示義務は信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、信用金庫法施行規則第132条及び第133条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は信用金庫法第90条の3により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされており、また、そのうち重要なものについては、信用金庫法施行規則第135条に基づき、<u>半期毎の開示に努めなければならないこととされている。</u></p> <p>なお、優先出資証券を公開している信用金庫等については、投資家の判断を誤らせないように、法令等に基づき、適切な開示がなされる必要がある。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も投資家、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p>	<p><u>（参考）パーゼル銀行監督委員会「第三の柱における報酬についての開示要件」（2011年7月）</u></p> <p><u>また、中小・地域金融機関がグループ（銀行又は銀行持株会社及びそれらの主要な連結子法人等）をいう。以下この（1）において同じ。）を形成している場合で、報酬告示に定められた項目について、グループ内で開示する内容に重複があるときには、当該内容を纏めて記載し、説明するなど、分かりやすい開示に努めているかに留意するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>V 協同組織金融機関</p> <p>V-3 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p> <p>V-3-6 信用金庫等に求められる開示の類型</p> <p>信用金庫等の法律上の開示義務は信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、信用金庫法施行規則第132条及び第133条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は信用金庫法第90条の3により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされており、また、そのうち特に重要なもの等については、信用金庫法施行規則第135条に基づき、<u>定期的な開示に努めなければならないこととされている。</u></p> <p>なお、優先出資証券を公開している信用金庫等については、投資家の判断を誤らせないように、法令等に基づき、適切な開示がなされる必要がある。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も投資家、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）（抄）

現 行	改 正 案
<p>(中略)</p> <p>V-4 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係</p> <p>V-4-7 信用協同組合等に求められる開示の類型</p> <p>信用協同組合等の法律上の開示義務は協金法第6条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>協金法第6条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、協金法施行規則第69条及び第70条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は協金法第10条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、協金法第6条において準用する銀行法第21条において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされており、また、そのうち特に重要なものについては、協金法施行規則第72条に基づき、<u>半期毎</u>の開示に努めなければならないこととされている。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p>V-5 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p> <p>V-5-5 労働金庫等に求められる開示の類型</p> <p>労働金庫等の法律上の開示義務は労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、労働金庫法施行規則第114条及び第115条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は労働金庫法第100条の3により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条において「預金者そ</p>	<p>(中略)</p> <p>V-4 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係</p> <p>V-4-7 信用協同組合等に求められる開示の類型</p> <p>信用協同組合等の法律上の開示義務は協金法第6条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>協金法第6条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、協金法施行規則第69条及び第70条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は協金法第10条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、協金法第6条において準用する銀行法第21条において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされており、また、そのうち特に重要なもの等については、協金法施行規則第72条に基づき、<u>定期的な</u>開示に努めなければならないこととされている。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p>V-5 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p> <p>V-5-5 労働金庫等に求められる開示の類型</p> <p>労働金庫等の法律上の開示義務は労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、労働金庫法施行規則第114条及び第115条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は労働金庫法第100条の3により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条において「預金者そ</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）（抄）

現 行	改 正 案
<p>の他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされており、また、そのうち特に重要なものについては、労働金庫法施行規則第 117 条に基づき、<u>半期毎</u>の開示に努めなければならないこととされている。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p>	<p>の他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされており、また、そのうち特に重要なもの等については、労働金庫法施行規則第 117 条に基づき、<u>定期的な</u>開示に努めなければならないこととされている。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p>